

発効：2010年1月1日

改訂：2022年4月1日

「ソフトウェアの使用許諾権に関する細則」

株式会社リバスタが提供する各種サービスにかかる「ソフトウェアの使用許諾権に関する細則」を以下のとおり定める。

- 1 当社は、ソフトウェアについて、内容の不足、誤り、情報の欠如、その他瑕疵を認められた時はこれを修正することがある。
- 2 ソフトウェアを使用するために必要となる一切の機器、通信回線及びプログラムは、会員の責任において準備するものとする。
- 3 当社はソフトウェアを現状有姿にて提供するものとするが、当該ソフトウェアの完全性、最新性、確実性、会員の特定の目的に対する適合性、及びソフトウェアと同じ機器にインストールされているプログラムの稼働を保証するものではない。
- 4 会員は、ソフトウェアについて次の行為を行ってはならない。
 - (1) 複製、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、第三者への使用許諾又は提供（譲渡、転貸、担保提供を含むがこれに限らない）。なお、本規約の定めと、使用許諾契約（オープンソースソフトウェアのライセンス規約など）の定めが矛盾抵触する場合は、当該使用許諾契約の定めが優先して適用されるものとする。
 - (2) ソフトウェアの使用につき機器の指定がある場合は、その機器以外での使用。
 - (3) ユーザーID 及びパスワードの内容の第三者への漏洩、使用許諾。
 - (4) ソフトウェアに関する知的財産権又は企業秘密を侵害する行為。
- 5 会員は、ソフトウェアの使用のために当社以外の使用許諾者の存在する他のソフトウェアを使用するに当たり、これらのソフトウェアの使用許諾者が定める各々の使用許諾条件に同意の上使用するものとする。
- 6 会員は、当社とその他の使用許諾者との契約の終了等の事情により、ソフトウェアの全部又は一部の機能の使用ができなくなる場合があることを予め承諾するものとする。
- 7 当社はいかなる場合においても、ソフトウェア使用の結果又は不使用の結果により会員又は第三者が蒙った損害（事業利益の損失、事業の中断、データの損失又はその他の金銭的損害を含むがこれらに限定されない）について一切責任を負わない。

また、以下に起因する損害についても同様とする。

 - (1) ソフトウェアに対する第三者からの侵害
 - (2) 当社の責によらないハードウェア及びソフトウェアの不具合

- (3) 会員による操作ミスによる会員の機器・装置の障害
 - (4) ソフトウェアにおいて使用される当社以外の者が提供するソフトウェア又はデータの誤謬
 - (5) ウイルス・ハッキング等不正アクセス行為
 - (6) 当社の予知できなかった設備、ソフトウェアの不具合、トランザクションの過度の集中によるソフトウェアに関するシステムのダウン
 - (7) 電気通信事業者の障害
- 8 当社は、ソフトウェアの内、当社が全ての知的財産権を有するソフトウェアにつき、本規約発行の時点において、第三者から知的財産権侵害に基づく提訴がなされていない事を保証する。但し、会員が行ったソフトウェアの改変、別のプログラムとの結合、ソフトウェアの本来予定しない使用・操作、その他の使用者の行為による提訴については、当社は何ら責任を負わない。オープンソースソフトウェアライセンス規定などにより権利侵害に対する補償が放棄又は免責されている場合、ソフトウェアを日本国外において使用又は販売した場合にも同様とする。
- 9 当社は、会員がその責に帰すべき事由により本規約を履行しない場合は、書面による通告をもってソフトウェアの使用を中止させることができるものとする。
- 10 会員は、本規約上の地位及び本規約に関して取得した権利又は義務を第三者に譲渡し、担保の目的に供してはならないものとする。

以上